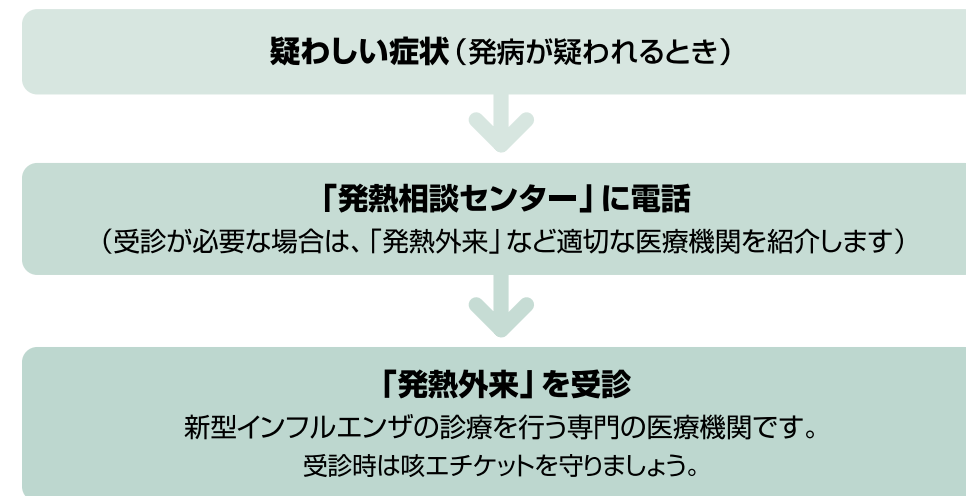


新型インフルエンザにかかったかな?と思ったら

疑わしい症状がある場合は、すぐに医療機関へ行くのではなく、まず保健所などに設置された「発熱相談センター」に電話をして、アドバイスを受けてください。

□ 受診までの流れ



抗インフルエンザウイルス薬について

抗インフルエンザウイルス薬は基本的に、治療のために感染者に提供するものですが、国内で新型インフルエンザの感染が認められた早期の段階では、患者と近い距離にいた人たちや感染する恐れのある医療活動を行っている人たち、ウイルス感染のおそれがある場所で感染対策を行う人たちに、抗インフルエンザウイルス薬を予防目的で提供する予定です。これは、感染の可能性の高い活動をする人たちに例外的に行われるものであることを、ご理解ください。

厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

より詳しい情報は下記ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

新型インフルエンザへの冷静な行動のお願い

新型インフルエンザの感染が国内でも確認されました。今後、国内での感染が広がるおそれがあります。現時点(5月00日)までの海外における症例を見ると、慢性疾患患者などハイリスク者への注意が必要ですが、今回の新型インフルエンザは早期の診断と治療によって、多くの方が回復しています。ただし、インフルエンザウイルスは型を変えながら、今後も世界的に広がる可能性がありますから、正しい情報にもとづく冷静な行動をお願いいたします。

政府の対応

政府は国内における感染の確認を受け、次の対策を実施するよう、自治体や関連団体と連携していきます。

- ① 広範に情報を収集し、国民のみなさまへお伝えすること
 - 情報としては、ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法など
 - 国内における感染の監視強化
 - 電話相談窓口の継続
- ② 新型インフルエンザに対応する医療体制の早急な整備
 - 発熱外来の整備
 - 抗インフルエンザウイルス薬の流通確保
 - 感染した疑いのある人への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- ③ 感染者や濃厚接触者の方々が活動した地域における対応
 - 感染状況の調査(積極的疫学調査)
 - 国民のみなさまへの要請(次項をご覧ください)
- ④ 水際対策と在外邦人への支援
- ⑤ ワクチンの開発
- ⑥ ライフライン確保のための確認や注意
- ⑦ 消費者への適切な行動喚起と社会混乱に乗じた各種犯罪の取り締まりなど

新型インフルエンザでの お願いしたい予防対策

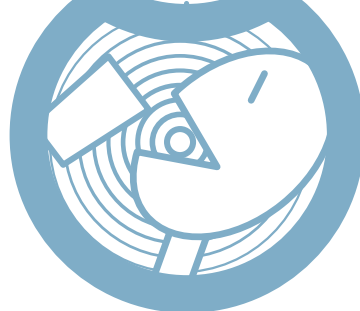
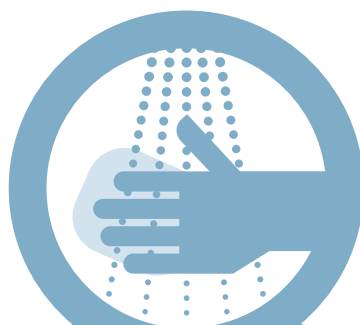
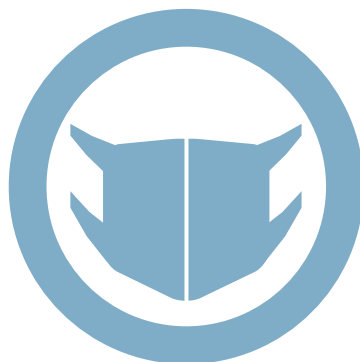
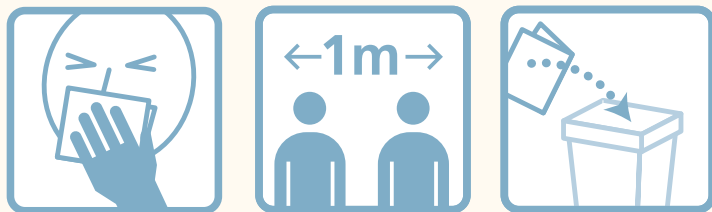
新型インフルエンザの感染が確認された地域では、
次のような対応をお願いいたします。

→ 外出とマスク着用

外出に当たっては、人ごみをさけてください。さけられないときは、マスクの着用が勧められます。帰宅時はもちろん、頻繁に手を洗い、うがいを心がけ、咳やくしゃみの出るときは、「咳エチケット」を守りましょう。

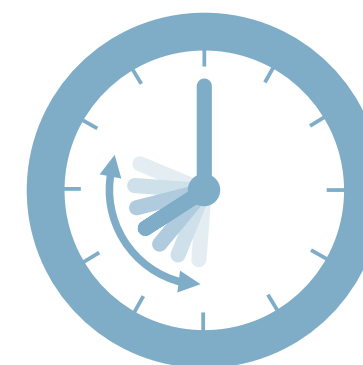
「咳エチケット」とは

マスクをせずに、咳やくしゃみをする時、見えない唾液が空中に飛んでしまいます。咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、顔を他の人に向けずに、できれば1メートル以上離れましょう。鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。咳やくしゃみがつづくならマスクを着用します。



→ 通勤・通学について

感染してしまう機会を減らすため、事業者や学校設置者のみなさまには、時差通勤・時差通学や自転車通勤・通学などを容認するようお願いいたします。



→ 集会、スポーツ大会などの開催

感染の機会を減らす観点から、まず開催の必要性を改めて検討してください。開催する時には、主催者は感染が拡大しないよう、できる限りの方法をとってください。

→ 学校・保育施設などの臨時休業

学校・保育施設などに通う生徒や児童の中に患者が見つかった場合は、その地域（市町村の一部、または全域。場合によっては都道府県全域）の学校等については臨時休業することを原則とします。ただし、大学については、一斉に休業することはありません。各大学で感染ができるだけ拡大しない運営を心がけてください。臨時休業の終了時期については、新型インフルエンザの発生状況に応じて、検討します。



→ 事業の継続

事業者は、事業運営における感染の機会を減らすよう、工夫を検討してください。